

ー福岡県最低賃金額改定のお知らせー

福岡県最低賃金が令和7年11月16日から

1時間1,057円（65円引上げ）となります。

最低賃金引上げには令和7年9月5日から拡充された
「業務改善助成金」などの各種支援策の詳細は福岡労働
局のホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html)

をご覧ください。



【 問合せ先 】

①最低賃金に関すること

福岡労働局 労働基準部 賃金室

電話 092-411-4578

ホームページ: <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku>

②業務改善助成金に関すること

業務改善助成金コールセンター

電話 0120-366-440（平日9:00～17:00）